

別紙①

業態調書〔③－４〕（港湾空港関係）「港湾工事用作業船保有状況」 に関わる単位総数記入及び算定方法

業態調書〔③－４〕（港湾空港関係）「港湾工事用作業船保有状況」に関わる単位総数の記入に際しての留意事項及びその具体的な算定方法は、以下のとおりです。

1. 単位総数の記入に係る留意事項

- ① 自社保有船舶については、１００％自社保有の船舶の他、親会社が５０％以上の株式を保有している子会社が所有する船舶を含めて記入することが出来ます。ただし、親会社が自社保有船舶として申請した場合は、子会社において重複計上は出来ません。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う船舶は、自社保有船舶に含めることが出来ます。
- ② 共有船舶については、当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶を記入して下さい。
- ③ 借上船舶については、長期用船契約等により用船契約期間が資格有効期間（平成２３年４月１日～平成２５年３月３１日）を通じて使用できる船舶を記入して下さい。
- ④ 浚渫船、起重機船、杭打船等の兼用船は、主たる用途に対応する区分に記入して下さい。よって、他の兼用する船種への重複計上は出来ません。
なお、浚渫船には、グラブ付自航運搬船（ガット船）は含みません。

2. 単位総数の算定方法

- ① 自社保有船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法によります。

$$\text{単位総数（自社保有船舶）} = \Sigma \{ \text{能力（または隻数）} \times \text{保有係数} \}$$

能力 : 浚渫船にあつては浚渫能力、揚土船にあつては揚土能力、起重機船にあつては吊り過重、杭打船にあつては主機関馬力、ケーソン製作用業台船にあつては揚荷能力、地盤改良船・砕岩船・その他特殊船にあつては隻数です。

保有係数 : １.０

ただし、長期用船契約等により他社に貸し出す船舶の場合は、０.５と

します。

- ② 共有船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法によります。

$$\text{単位総数（共有船舶）} = \Sigma \{ \text{能力（または隻数）} \times (0.75 + 0.25 \times \text{持分比率}) \}$$

能力 : ① 自社保有船舶の場合と同様です。

持分比率 : 当該船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために投資した費用の割合とします。

なお、建設機械打刻証明書や共有船舶契約書等、共有者の合意に基づきその割合を規定したものにより証明が可能なものとします。

- ③ 借上船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法によります。

$$\text{単位総数（借上船舶）} = \Sigma \{ \text{能力（または隻数）} \times \text{借上係数} \}$$

能力 : ① 自社保有船舶の場合と同様です。

借上係数 : 0.5

ただし、以下の（１）、（２）のいずれかに該当する場合には0.75とします。

（１）平成21年4月1日～平成22年12月1日の間に、当該船舶の使用または維持管理費等を負担した実績があるもの。

（２）長期用船契約等において、平成22年12月2日～平成25年3月31日の間に当該船舶の維持管理費等を負担する契約が盛り込まれているもの。

なお、「維持管理費等」とは、修理費、管理費、個別の工事に伴う要請に対応するための局部的な改造費など、本申請に係る資格有効期間において当該船舶の機能保持に係る必要経費であって、長期用船契約等により確認可能なものとします。

- ④ 各区分毎の合計欄は、以下の計算方法により算出して下さい。

$$\text{合計} = \text{単位総数（自社保有船舶）} + \text{単位総数（共有船舶）} + \text{単位総数（借上船舶）}$$

- ⑤ 単位総数の端数処理

自社保有船舶は整数止め、共有船舶並びに借上船舶については小数第2位（小数第3位切り上げ）とします。

3. その他

自社保有船舶の貸出、共有船舶、借上船舶に関する数値の記入及び算定にあたっては、齟齬が生じないよう関係会社と調整の上、提出して下さい。

また、申請時または申請後において、各契約書及び証明書等で申請内容について確認する場合があります。